

社会福祉法人 桜 丘 会

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護 幸の家 運営規程

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護 幸の家 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人桜丘会が設置する小規模多機能型居宅介護幸の家（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 社会福祉法人桜丘会における指定小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、要介護者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活が継続できるように地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供する。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、要支援者が可能な限りその居宅において、又は事業所に通い、若しくは短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供する。
 - 3 事業の実施にあつては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
 - 4 事業の実施にあつては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
 - 5 事業の実施にあつては、懇切丁寧に行うことを旨として利用者又は家族に対して、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 7 前各号のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年度厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年度厚生労働省令第36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。
- 8 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じるものとする。
- 9 事業所は、誰であっても、誰からも、ハラスメントを受けることがない介護サービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。

（事業の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能型居宅介護幸の家
 (2) 所在地 秋田市南通亀の町12番22号

第2章 職員の職種、員数及び職務

（職員の職種、員数）

第4条 事業所に次の従業者を置く。職務は以下のとおりとする。必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名 (介護職員または介護支援専門員を兼務する)
 (2) 介護支援専門員 1名以上 (管理者または介護職員を兼務する)
 (3) 看護職員 1名以上
 (4) 介護職員 11名以上 (管理者・介護支援専門員の兼務含む)

（職務の内容）

第5条 第4条に定める従業者の職務内容について次のように定める。

職名	職務内容
管理者	苦情処理、計画作成、職員の管理、記録簿の管理
介護支援専門員	苦情受付、利用申込書類の作成、訪問調査、ケアプランの作成
看護職員	利用者の健康管理、健康相談、疾病の処置、感染予防
介護職員	レクリエーション、食事・入浴・排泄等の介助、支援をする。

3章 営業日、営業時間及び利用定員

(営業日)

第6条 事業所の営業日を次のとおりとする。

営業日 月曜日～日曜日（祝日を含む）とする。

(営業時間)

第7条 事業所の営業時間を次のとおりとする。

営業時間

- ① 通いのサービス 基本時間 午前8時30分より午後5時30分までとする。
- ② 宿泊のサービス 基本時間 午後5時30分より午前8時30分までとする。
- ③ 訪問サービス 24時間対応とする。

(利用定員)

第8条 事業所の登録定員は29名とする。

- 2 1日の通いサービスの利用定員は、18名とする。
- 3 宿泊サービスの利用定員は、8名とする。

第4章 事業の内容及び利用料その他の費用の額

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いのサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助や機能訓練等を提供する。

- ① 日常生活の援助
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 食事支援
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 排泄支援
- ⑦ 送迎支援

(2) 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所において宿泊し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助や機能訓練を提

供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 別紙に規定する利用料金表に掲げるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得て行うこととする。また、介護保険の改正により基本額等は変更する。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は次の地域とする。

- (1) 秋田市

第6章 サービス利用にあたっての留意事項

(留意事項)

第12条 利用者は次の規律を守り、サービスを利用していただくよう努めなければならない。

- (1) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼさない事。
- (2) 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さない事。
- (3) 全館禁煙とする。
- (4) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはそれを持ち出さない事。
- (5) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (6) ペットの持ち込みは、動物に関しては種類を問わずこれを禁止する。
- (7) 宿泊中の医療機関の受診は可能ですが往診の利用はできません。
- (8) 所持品・備品等の持ち込みに関しては、事業所の方針に従うものとしてその管理責任に関しては利用者自身が負うものとする。ただし、職員の責による損害が生じた場合話し合いの上賠償するものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消火訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回
(うち1回は、利用者を含めた夜間を想定した総合避難訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事業継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的に実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を新規採用時及び定期的【年2回以上】に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
 - 3 職員は、利用者の虐待が疑われる場合には、利用者の保護とともに家族関係の改善を図るため関係機関、区市町村に通報する。

(感染症対策)

第 16 条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を三か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知を図る。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染対策委員会で随時見直しを行う。

(3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための必要な研修を新規採用時及び年 2 回以上定期的に実施するとともに、必要な訓練を年 2 回以上定期的に実施する。

(4) 前 3 号に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(職場におけるハラスメントへの対応)

第 17 条 事業所は、継続的なサービス提供のために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じる。なお、当該ハラスメントには、利用者及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。

(1) ハラスメントに関する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する。

(2) 職員及び利用者・家族等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(認知症介護にかかる基礎的な研修等)

第 18 条 事業所は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するものその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

(生産性の向上)

第 19 条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため生産性向上委員会を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生防止に努め、サービス提供等に事故が発生した場合にそれぞれ事故発生時対応マニュアル、重大事故発生後対応マニュアルを定め、利用者に対し必要な措置を行う。

(設 備)

第 21 条 指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業を行うために必要な専用の機器及び器具を備え、利用定員 1 名につき 3 平方メートル以上の機能訓練室等の部屋等を有する、また宿泊サービスのための 7.43 平方メートル以上の個室等を有する。

(食品等)

第 22 条 食品等を持参された場合、食中毒等の原因食品が、公的機関によって特定され当事業所の責に帰すると認められた場合のみ賠償に応じる。

(職員研修)

第 23 条 従業者の資質向上を図り、適切なサービスを提供するため、別途に定める研修計画により研修を行う。

(職員の服務規律)

第 24 条 従業者は、介護保険関係法令及び緒規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して施設の秩序を維持する。

(従業者の質の確保)

第 25 条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第 26 条 従業者の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人桜丘会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第 27 条 従業者は、年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するのは、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 28 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(個人情報保護)

第 29 条 個人情報の取り扱いに関しては、社会福祉法人桜丘会が定める「個人情報保護に関する指針」及び「個人情報の利用目的」に従う。又個人情報の使用にあたっては、事前に書面で本人あるいは家族等の同意を得て使用する。

(身体拘束)

第 30 条 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き原則として利用者への身体拘束を行わない。身体拘束を行う場合は、速やかな身体拘束の解除に努めるとともに事前に本人あるいは家族等の同意を得て行い、身体拘束同意書を取り交わし経過について記録する。

(褥瘡対策等)

第 31 条 当事業所は、利用者に対して良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡予防対策マニュアルを定め褥瘡の発生の予防に努める。

(協力医療機関との連携体制)

第 32 条 事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する下記の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。

協力医療機関名：(1) 共立クリニック

(2) 中通歯科診療所

2 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。

3 事業所の利用者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに事業所を再利用させることができるように努める。

(地域との連携)

第 33 条 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、定期的にサービスの提供状況等を報告して評価を運営に反映する。

第 34 条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を事業所の入口付近に掲示するとともに、社会福祉法人桜丘会のホームページに掲載する。

(苦情処理申立窓口)

第 35 条 サービス利用に対しての相談・苦情の窓口は、施設内に掲示する。

(その他運営に関する重要事項)

第 36 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用できない。

2 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護に関する方針については事業所内に掲示する。

附 則

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。